

平成19年分の所得税の還付申告説明会を開催します

- 日時／1月30日(水)、31日(木)、2月1日(金)  
 いずれも 受付 午前9時30分～11時  
 午後1時～3時
- 場所／中央公民館 2階 201・202研修室
- 対象／・住宅借入金等特別控除を受ける方  
 ・医療費控除を受ける方  
 ・年末調整がお済みでない方  
 ・年金受給者の方

- 必要なもの【共通】
- ①平成19年分の給与所得の源泉徴収票(コピー不可)
  - ②印鑑・筆記用具・計算器具
  - ③還付金を受け取る預貯金(申告者名義)の金融機関名・口座番号のわかるもの
  - ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し

当日は、説明を聞きながら申告書を作成し、提出することができます。混雑が予想されますので、説明会場には時間にゆとりを持ってお越しください。

◇住宅借入金等特別控除を受ける方 《新築・中古住宅の場合》 上記②、③のほかに イ 住民票の写し □ 家屋の登記簿謄本事項証明書(さいたま地方法務局越谷支局発行) ハ 請負契約書又は売買契約書のコピー ニ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(借入金融機関発行) ホ 住宅ローンなどに含まれる敷地などの購入にかかるローンなどについて、この控除を受ける場合は、その	敷地などの登記事項証明書及びその敷地などの売買契約書のコピー ※中古住宅を購入された方については、控除を受けられない場合があります。詳しくは税務署にお問合せください。
◇年金受給者の方 上記①から④のほかに イ 平成19年分の公的年金等の源泉徴収票(コピー不可) □ 国民健康保険税・介護保険料などの支払金額が分かる書類	ハ 生命保険料・旧長期損害保険料・地震保険料の控除証明書 ニ 源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し
◇年末調整がお済みでない方 上記①から④のほかに イ 国民健康保険税・介護保険料などの支払金額が分かる書類	□ 国民年金保険料控除証明書(社会保険庁発行) ハ 生命保険料・旧長期損害保険料・地震保険料の控除証明書
◇医療費控除を受ける方 上記①から④のほかに イ 平成19年1月1日から12月31日までに支払った医療費の領収書(支払先ごとに集計し、お持ちください)	□ イの支払った医療費について、社会保険や生命保険などから補てんされた金額のわかる書類(例：出産育児一時金や入院給付金など)

所得税の還付申告ができます

- 日程／1月4日(金)～(土・日、祝日を除く) ※申告期間中(2/18(月)～3/17(月))は大変混雑が予想されますので、還付申告の方は、税務署への早めの申告をお勧めします。
- 場所／越谷税務署

平成19年分所得税・消費税の確定申告書について

平成19年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる納税者の方に対して、1月28日(月)頃、税務署より送付する予定です。

町民税の税源移譲に伴う経過措置について

平成19年からの税源移譲の実施により、町民税において、「町民税の住宅ローン控除」及び「年度間の所得変動に係る経過措置」の2つの経過措置が設けられています。これらの経過措置の適用を受けるためには、それぞれ町に対する申告が必要となりますので、その申告等についてご説明します。

1. 町民税の住宅ローン控除の適用

〈この住宅ローン控除は、平成20年度町民税が減額されるものであり、平成19年度町民税を還付するものではありません〉

**対象者** 平成11年から平成18年末までに入居して、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方(平成19年中の入居の方は対象になりません。)で、税率の変更によって所得税が減ることにより、従来控除できていた住宅ローン控除額が引ききれなくなる方が対象となります。したがって、税率の変更によって所得税が減っても、その所得税額から住宅ローン控除額のすべてが控除できる方は適用になりません。

**適用の可否** 給与収入のみで住宅ローン控除を含んで年末調整されている方については、源泉徴収額の欄が「0」である方が適用の条件(「0」であっても住宅ローン控除額が引ききれってしまう場合は適用になりません。)となります。確定申告をする方は、申告時に「申告納税額」の欄が「0」であることが条件となります。

**申告書** 松伏町では、平成18年分所得税の年末調整・確定申告の実績に基づき、対象者に対して申告書(住宅借入金等特別税額控除申告書)及び書き方例を送付します。発送は、1月上旬を予定しています。2月になっても届かない方はご連絡ください。

**申告方法**

所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票(平成19年分)を添付して松伏町役場税務課へ提出
所得税の確定申告をする方	所得税の確定申告書と一緒に税務署へ提出

**申告期限** 3月17日(月)まで  
 ※期限に遅れた場合でも、特別徴収税額決定通知書または納税通知書が到達するまでに申告してください。  
 ※所得税の確定申告をする方は、税務署への提出が市区町村への提出とみなされます。

**説明会の開催** 給与収入のみの方で、確定申告をしない方を対象に説明会を開催します。なお、申告書に同封した書き方例を見ながら作成可能な場合は、参加の必要はありません。

■日時／2月9日(土) 午後7時～(約1時間程度)  
 ■場所／松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ

詳しい制度内容等については、町のホームページ(<http://www.town.matsubushi.lg.jp>「生活便利帳」→「税金」→「税源移譲に伴う経過措置について」)を参考にしてください。また、不明な点については、税務課町民税担当までお問合せください。

2. 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

平成19年から税源移譲により、所得税及び町民税が大きく変わっています。原則は税負担が変わらないように措置されていますが、平成18年には所得税がかかったが、退職や退職等により平成19年は所得税が全くかからなくなってしまった場合には、平成19年度分の町民税から、税源移譲により増額された町民税分を還付することになります。ただし、この措置は平成19年度分の町民税のみの適用となります。

**申告書** 松伏町では、対象者となる方に申告書(平成19年度分町民税・県民税減額申告書)を送付します。発送は、平成20年6月下旬を予定しています。7月になっても届かない方はご連絡ください。

**申告期限** 7月1日(火)～7月31日(木)まで

**申告先** 平成19年1月1日現在の住所地の市区町村(平成19年度の住民税のかかった市区町村)に提出することになります。必ずしも松伏町へ申告するとは限りませんのでご注意ください。